

8月30日 No.1022

2010年(平成22年)

週刊 月曜発行

発行人 小田 太一

平成元年0月22日 第3種郵便物認可

購読料 年間 24,000円 (前納)

1部 520円

週刊

循環経済新聞

The Recycling Economy Times

発行所

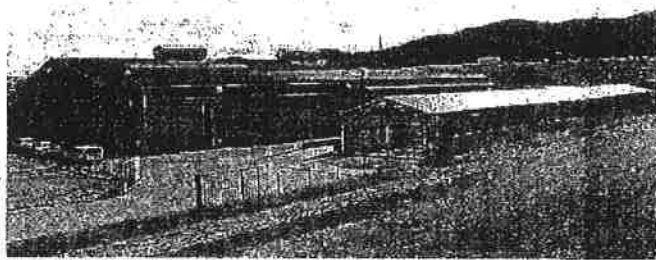
株式会社 日報アイビー

Vision Visuality Victory

<東京> 〒101-0051 東京都千代田区三軒町3-1-5
 電話03(3262)3488 FAX03(6214)8633
 <大阪> 〒541-0054 大阪市中央区南本町1-5-11
 電話06(6262)2406 FAX06(6262)2090
 <広島> 〒733-0861 広島市西区草津東2-2-38
 電話082(274)2650 FAX082(274)2651

~1面~

桃山リサイクルセンター(施設全景)



今回、許可を得た中和施設は、1日24時間当たり83立

が禁止され、から地域の懸案事項となっていた有力地場産業の梅干しなどの食品加工場で発生する調味液などの受け入れを本格化する。

ヴァイオス 梶野の川市、073・666・9356
 で新たに廃酸(有機性廃酸に限る)の中和の産業廃棄物処分業許可073・452・93を取得、2007年2月5日、桃山リサイクルセンター(和歌山行)により海洋投入処分

廃酸中和で処分業許可を取得

梅調味廃液など受け入れへ

方々の処理能力を支持 排水処理施設、コミュニティ。ただし、当面は技術面での対応を考慮し、有機性廃液の中和処理量は、1日平均5立方メートル以下で運転することをしている。また、今回あわせて汚泥(有機性汚泥に限る)と動植物性残さの脱水でも許可を取得し脱水施設は、1日24時間当たり100立方メートルの処理能力がある。

桃山リサイクルセンターは、06年8月に一般廃棄物中間処理施設から取得。一般廃棄物の処理業についても07年6月、梶野の川市から更許可を受けている。同センターでは、町村(一部事務組合含む)の管理する、尿処理施設や農業集落

排水処理施設、コミュニティ。有機性汚泥から分離ニティプラントなど一般廃棄物処理施設から発生し、処分を委託された有機性汚泥のリサイクル(肥料化)を再生し「ばいおさんど」の名で製品化している。

同社は、廃酸中和処理の許可取得により「ばいおさんど」の製品名で販売しており、肥料取締法に基づき肥料登録されている。また、焼酎粕や醤油粕などの食品廃液へと対象を拡大していきたい(吉村社長)方針だ。

また、汚泥ならびに動物植物性残さの脱水施設では、今年7月に発

梶野の川市(和歌山)を立ち上げた和歌山県梶野の川市のバイオマスタウン構想に参画することでもニニクは、09年も視野に入れ、関係機関と協議を行っている。